



埼玉県報

第 2721 号
平成 27 年(2015 年)
8 月 11 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（秩父地域振興センター）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写真の縦覧（みどり自然課）
- 荒川中部土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム（ホルター心電図・脳波検査システム）調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム（心電図ファイリングシステム）調達に関する入札公告（経営管理課）
- 不在者投票を行うことができる施設の解除（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県告示第 770 号中訂正（財政課）

告 示

埼玉県告示第九百三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおぞら塾

三 代表者の氏名

山本 瑠宇来

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財二丁目四番二十六〇一号

五 定款に記載された目的

埼玉県朝霞市で、親権者の所得格差等から教育格差が生じている子どもたちを対象に、無償学習支援事業を提供することで、子どもたちが将来に様々な育の機会を得られるような、地域社会の創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人越谷らるる
- 三 代表者の氏名
増田 良枝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市千間台東一丁目二番地一
- 五 定款に記載された目的
本法人は、不登校の児童、生徒、高校中退者、自分に合った社会参加の形を探している若者のためのフリースクールの経営と、あらゆる年齢の人々の生涯学習の支援と、さまざまな不安を抱える人の相談および互助活動の場の提供と、人権擁護の推進と福祉の増進のための活動および学習者の自主的な学びを支援する制度の拡大を求める活動をおこない、もって公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人草加ジュニアオーケストラ

三 代表者の氏名

野崎 憲司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市稻荷三丁目十三番二十六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、音楽に関する事業活動や普及啓発活動などを通じて、児童、青少年の健全育成、社会教育活動や芸術文化の振興によるまちづくり及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、児童、青少年を対象に、草加ジュニアオーケストラ運営事業、草加青少年合唱団運営事業及び音楽を通じて青少年の健全育成や芸術文化の振興を図るその他の事業を行い、児童、青少年の健全育成、芸術文化の振興によるまちづくり及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中国帰国者総合互助ネットワーク

三 代表者の氏名

福岡 典一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字山口五千四十五番地の二 三十九―四―百七

五 定款に記載された目的

この法人は、主に中国帰国者及び中国語を母国語とする在日外国人等の日本語がよく分からない人達に対して、日本で生活していくための行政、医療機関への対応、各種事業者への通訳及び事務を代行する。これらの人々が、一堂に会して音楽やゲーム・食事などの場所の確保と提供を行う。

中国語で介護が受けられるよう、介護サービスを提供すると共に他の介護事業者と連携を図る。

このような人たちに関する生活上の問題を調査・研究する事業、またその実態を広く世間一般に理解してもらい、支援・協力者を募るための広報事業を行う。

講演会・講習会等を通じた教育事業を行うことで、国際都市日本の豊かな多文化・共生社会の実現に寄与する。

告 示

埼玉県告示第九百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケルン

三 代表者の氏名

齋藤 和子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市中村町三丁目十二番二十三号秩父市ふれあいセンター内

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、ノーマライゼーションの理念を基本として、精神障害者の社会的自立と自己実現のために障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、精神障害者と家族の社会的孤立をなくし住民に対して心の健康づくりに役立つ活動を行うことで、障害を持っても安心して暮らせる豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、ノーマライゼーションの理念を基本として、精神障害者の社会的自立と自己実現のために障害福祉サービス事業を行い、精神障害者と家族の社会的孤立をなくし住民に対して心の健康づくりに役立つ活動を行うことで、障害を持っても安心して暮らせる豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百四十一号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	荒 木 正 則	埼玉県深谷市新戒千五百五十六番地一

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>熊谷小川秩父線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡嵐山町大字越畑字岩崎五 五番一地先から 同郡小川町大字奈良梨字関田五 九番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年八月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年五月十九日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第六十三号にお ける道路区域の供用開始で ある。延長四二・〇〇メー トル。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年三月二十四日

指令川建セ第二六〇一〇三一号

二 検査済証番号

平成二十七年八月五日

川建セ第二七〇〇一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字江綱字屋敷前六百六十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市船木台三丁目十七番地七 アドニス・フラットA二〇二

小池 裕之

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年一月二十七日

指令川建セ第二六〇〇九五〇号

二 検査済証番号

平成二十七年八月七日

川建セ第二七〇〇三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字宮前四百三十九番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪九百六十八番地一プリアールつきのわ一〇五

伊得 憲明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年五月二十一日

指令川建セ第二七〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十七年八月七日

川建セ第二七〇〇三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字松崎字上ノ町百七十一番、百七十二番、百七十三番、百七十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目十一番二号

株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年一月二十七日

指令川建セ第二六〇一〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十七年八月七日

川建セ第二七〇〇三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字三保谷字元宿三百六十八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字天沼新田二百二十一番地十 プラントールB一〇五号室

藤間 隆太郎

告 示

埼玉県病院事業告示第五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

医療情報システム（ホルター心電図・脳波検査システム）一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年3月31日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696番地
循環器・呼吸器病センター 医事・経営担当 高橋
電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年9月25日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月24日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年9月25日 午前10時20分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年9月7日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of Medical Information System (Halter electrocardiogram, Electroencephalography system)

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., September 25, 2015 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 24, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

医療情報システム（心電図ファイリングシステム）一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年3月31日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696番地
循環器・呼吸器病センター 医事・経営担当 高橋
電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年9月25日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月24日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年9月25日 午前11時20分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年9月7日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of Medical Information System (Electrocardiogram filing system)

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., September 25, 2015 (bidding by registered mail must be

received by 5:00 p.m., September 24, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県選管告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十七年八月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人良仁会 桜ヶ丘病院	埼玉県深谷市大字上野台四七七番地

正 誤

埼玉県告示第七百七十号（平成二十七年七月一日号外第二十号）中訂正

ページ 表 表中

三十 第十九表 「出資による権利」項中、「平成27年3月31日現在」
欄中、「普通財産」

誤

188, 373, 682

正

188, 328, 682

ページ 表 表中

三十 第十九表 「出資による権利」項中、「平成27年3月31日現在」
欄中、「計(B)」

誤

188, 373, 682

正

188, 328, 682

ページ 表 表中

三十 第十九表 「出資による権利」項中、「増減」欄中、「(B)-(A)」

誤

13, 134, 266

正

13, 089, 266

ページ 表 表中

三十一 第二十表 「私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金」項中、
「平成27年3月31日現在」欄中、トナール一行目

誤
0

冊
15,414

ページ
表中

三十一
第二十章表
「私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金」表中、

「増△減」欄中、トから1行目

誤
0

冊
15,414